

たま～に役立つ税の知識

【1】相続税

取引相場のない株式の評価

(1) 評価上の区分

- 支配株主 …… 経営参加等を目的として所有している
 少数株主 …… 配当金等の取得を目的として所有している

(2) 評価方法

- (会社の規模に応じて)
原則 大会社 …… 類似業種比準価額方式 (類似会社の評価額は?)
 (支配株主) 中会社 …… 併用方式 (大会社と中会社の評価方法を使う)
 小会社 …… 純資産価額方式

- 例外** 配当還元方式
 (少数株主)

(参考)

- 大会社 …… 上場株式に準ずる程度に規模の大きな会社。
 中会社 …… 大会社と小会社の間中に位置する会社。
 従って、類似方式と純資産方式で求めた価額を一定の割合 (L の割合) で
 加味して評価する。L = Large (どれだけ大会社に近いか)。
 小会社 …… 個人と変わらないような規模の小さな会社。
 経営者が会社財産を完全に支配している。

(3) 判定基準 (支配株主と少数株主の区分) …… 別紙参照

難しいですが大事な論点ですので、評価をする際は必ず確認して下さい
 ほとんどのケースでは『同族株主のいる会社』『同族株主』原則に該当します

(4) 原則的評価方式

大会社の評価

- イ. 類似業種比準価額 (国税庁のHPに掲載されています)
 ロ. 純資産価額 (相続税評価額によって計算した金額、80/100の適用なし)
 ハ. イ. と ロ. いずれか低い方

中会社の評価

- (注1) (注2)

$$\text{類似業種比準価額} \times L + \text{純資産価額} \times (1 - L)$$

小会社の評価

- イ. 純資産価額 (注2)
 ロ. 類似業種比準価額 $\times L (0.50) + \text{純資産価額} \times (1 - L)$
 ハ. イ. と ロ. いずれか低い方

(注1) 類似と純資産のいずれか低い方

(注2) 議決権割合 (持株割合) が50%以下の場合 $\times \frac{80}{100}$

80/100 …… 単独の同族株主グループと複数の同族株主グループの較差を考慮
 (株主が単独の場合と複数の場合では会社への影響力が違う)

【参考】 株式会社の役員重任登記のに関して

会社法施行日（H18.5.1）以後に任期満了日がくる場合

例えば、前回の任期満了日が H17.10.31 であった場合、
通常は H19.10.31 が今回の任期満了日。（取締役は2年）（監査役は4年）

しかし、会社法の施行に伴い 10年以内で決定することができる。

【手続】

* 株主総会の決議によって、定款を変更する（任期2年 10年など）

* 株主総会議事録、定款を整備（司法書士）

基本的にこれだけ

登記申請の必要はない！

そして10年後に重任登記する際に、定款のコピーを添付して登記申請すればよい

法務局側では会社法施行後の登記申請まで、その会社の役員任期が何年間なのか把握できないとやろうね。